

後期高齢者医療制度のお知らせです

令和4・5年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。
長野県における令和4・5年度保険料率は、後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定することになりました。
保険料額は6月下旬に決定し、7月以降にお住まいの市町村から決定通知書をお送りします。

均等割額
被保険者一人当たり
40,907円
(据置き)

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額 × **8.43%**
(据置き)

=

年間保険料額
(限度額 **66万円**※1)
100円未満の端数切捨て
※1 令和3年度は64万円でした。

※ 保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。

保険料率増加抑制のための方策

令和4・5年度の保険料率改定に当たり、団塊の世代の方々が後期高齢者入りすることによる被保険者数の急増、窓口負担割合の見直し及び診療報酬のマイナス改定の影響、一人当たり医療費及び一人当たり所得の動向等を踏まえて保険料率を計算し、決算剰余金の活用（約49億円）により保険料率の増加抑制を図りました。



左記の対策を講じた結果、均等割額を5,098円、所得割率を0.48ポイント軽減することができました。

保険料の軽減

● 低所得者に係る均等割額の軽減

所得の低い方については、保険料の軽減措置があります。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減割合(軽減後の均等割額)
	令和4・5年度
43万円 ※2 + 10万円 × (給与所得者等の数※3 - 1) 以下の場合	7割軽減 (12,272円／年)
43万円 ※2 + (28.5万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数※3 - 1) 以下の場合	5割軽減 (20,453円／年)
43万円 ※2 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数※3 - 1) 以下の場合	2割軽減 (32,725円／年)

※2 市県民税の基礎控除額。平成30年度税制改正により、令和3年度から43万円になりました。ただし合計所得金額が2,400万円をこえる方は、その合計所得金額に応じて控除額が変わります。
※3 給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する方の数と公的年金等の収入が125万円（その方が65歳未満の場合は60万円）を超える方の数（給与所得を有する方を除く）の合計をいいます。

《お問い合わせ先》
松本市役所保険課保険税担当 電話 0263-34-3215
または、長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320

